

令和4年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和5年2月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第11千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	12件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	11件
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請者に対する面接の 取扱いの改正について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	40件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	14件
報告第6号	賃借料情報の提供について	1件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	3件

<出席委員> (15名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	5番 清宮惠理子
6番 槁本泉	7番 長谷川秀明
8番 横山清亮	9番 長谷部衡平
11番 秋庭重樹	12番 佐々木貴史
13番 猪野桃夫	14番 齊藤憲次
15番 石井一也	16番 市原律子
17番 高槁芳和	

<欠席委員> (2名)

4番 齊藤元治	10番 中村浩道
---------	----------

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎	次長 中田照子
次長補佐 齋藤聡子	農地活用班長 中村健一
農地保全班長 原田賢一	農地審査班長 高山智裕
農地指導班長 惠美彰憲	

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和4年度第11回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>15人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 5番 清宮 恵理子 委員 議席番号 6番 梶本 泉 委員</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義</p>
---	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する同区武石町1丁目の農地を、農地継承のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ネギ、水稻を予定しております。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>お手元の資料3ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります千葉県習志野市実籾2丁目に在住の方が所有する花見川区長作町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>本案件は次の第4項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料4ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区小倉町に在住の方が、義務者であります千葉県四街道市みそら1丁目に在住の方が所有する若葉区小倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、さつまいもを予定しております。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料5ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります若葉区野呂町に在住の方が所有する同区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ニンジンとを予定しております。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>次に、第6項です。</p> <p>お手元の資料6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方が所有する同区高田町の農地を、農地継承のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稲、牧草、柿などを予定しております。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>次に、第7項です。</p> <p>お手元の資料7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘6丁目に本店の所在する法人が、義務者であります緑区あすみが丘2丁目に在住の方が所有する同区板倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キャベツを予定しております。</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>次に、第8項です。</p> <p>お手元の資料8ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘6丁目に在住の方が、義務者であります緑区あすみが丘2丁目に在住の方が所有する同区板倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>総会議案の3ページ第5項ですが、資料を見る限り、権利者の方が92歳です。経営規模拡大ということで、ご高齢で従事者1人で年間150日以上農作業の常時従事要件をクリアし、農業を継続することができるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在お持ちの農地については、利用状況調査を確認したところ耕作保全されています。ご高齢ではありますが、実際に農業をされています。</p>

梶本委員	92歳で、お子さんがいらっしゃれば60代だと思いますが、お手伝いしているとかではなく、本当に1人でやられているのでしょうか。
事務局	後継者はおらず、奥様もご高齢ではありますが手伝っていると聞いています。
梶本委員	高齢で耕作面積が広く大変だと思いますので、農政センターなどで応援できるようであればしていただければと思います。
清宮委員	第7項の権利者の農業従事者が代表取締役の方1人になっていますが、従業員はいらっしゃいますか。
事務局	お1人だと聞いています。
梶本委員	ご両親が手伝っていて、田植えや稲刈り時分に1人雇っていらっしゃるので、最大4人でやっています。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号ですが、第1項から第9項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料9ページから12ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、京成幕張駅から北に約800メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、道路に接する筆は、水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校とインターチェンジがあることから第3種農地、道路に接していない筆は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料13ページから16ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場・車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>本案件は、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料17ページから21ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、領収書写しを添付しております。</p> <p>本案件は、駐車場・資機材置場用地とするため、所有権を移転するも</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>のです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から北東に約3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、安全鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>本案件は、第7項から第9項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料22ページから27ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております</p> <p>本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅から東に約600メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、道路に接する筆は、下水道、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と病院があることから第3種農地、道路に接していない筆は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出などを防止します。</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>お手元の資料28ページから30ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校から東に約2.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>次に第11項です。</p> <p>本案件は、第12項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料は31ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、自動車整備工場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立越智中学校から北に約500メートルに位置する農地です。</p>
---------------------------	--

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>橋本委員</p>	<p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝へ接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>参考にしていただきたい案件を申し上げます。第5項の資料19ページ2の4の5の下に敷地外隣地との境界については、上から4行目のところに鉄柱プラス安全鋼板と書かれています。許可後に資材置場を見に行くと、ほとんど安全鋼板で仕切っていて中が全く見えない状況です。今回の申請の中には、鉄柱プラス安全鋼板一定間隔でメッシュ入りを設置すると書いてありますので、中が見えるこのようなものは非常に好ましいと思います。</p>
-----------------------------------	--

佐々木委員	<p>第4項と第5項ですが、この方の残高証明だと360万、土地の代金が300万を少し超えるか超えないかくらいで、造成費用の分は残高証明だと足りないことになります。対象地を見てきたところ、道と書かれている場所はほとんど道ではなく、畑の中の赤道のような感じで道路に面しているところは、どなたの土地かわからないです。溝もあり大型トラックを入れるような場所ではないですが、千葉市の土地でしょうか。</p>
事務局	<p>事業費用については土地代と砂利を敷いたりする費用全体が議案書に載せている金額で、その金額を残高証明書とすでに支払った領収書の高額を合わせると所有金額を上回るということで、残高証明書の横に領収書を付けています。</p> <p>道路際の土地ですが、千葉市の土地で道路の拡張を予定しています。現地確認をしたところ、道と記載されているところに砂利が入っていて、車が入れるようになっておりました。</p>
清宮委員	<p>資料19ページの使用計画地総面積に413平方メートルで、別件申請地分と書かれていますが、このときの申請はどのような内容ですか。</p>
事務局	<p>別件申請地と書かれていますが、農地ではないということになります。</p>
清宮委員	<p>譲受人の事業の形態を教えてください。</p>
事務局	<p>国内向けの中古車販売業をしています。現在資材置き場がなく、知り合いの会社に置かせてもらっているため、自前の車両置き場や資材置場が</p>

事務局	必要になったということです。
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>併せて、資料の32ページから34ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、若葉区千城台西1丁目に所在を置く法人が、花見川区武石町1丁目在住の個人が所有する、花見川区幕張町4丁目の畑1筆において、隣接地で建築する特別養護老人ホームの工事関係者の駐車場・資材置場・基礎がないプレハブの仮設現場事務所・仮設トイレとして利用するため、一時転用許可を取得するものです。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>施設の概要としましては、仮設現場事務所2階建て1棟、仮設トイレ1棟、駐車場として使用する部分は、プラスチック製の板を敷きます。</p> <p>被害防除対策として、仮囲いを設置し、排水については、雨水は自然浸透し、汚水については、収集タンクに入れ、収集業者に委託し処理します。</p> <p>一時転用期間は、令和5年2月20日から令和6年3月28日です。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第3号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、若葉区大宮町所在の農地所有適格法人が、千葉県茂原市東郷在住の方が所有する緑区東山科町の畑3筆、合計面積11,063平方メートルを所有権移転するもので、権利者の作付品目は「落花生、スイカ、大根」です。</p> <p>第2項から14ページの第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方、他2名が所有する同町の田3筆、合計面積6,333平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、同区上泉町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積2,648平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「大根、人参、大和芋」です。</p> <p>第6項は、若葉区更科町在住の農家の方が、同区上泉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積642平方メートルに使用貸借権を新たに設</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「ネギ、キャベツ」です。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>第7項は、若葉区御成台在住の農家の方が、同区上泉町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積667平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「にんにく」です。</p> <p>第8項は、花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、同区長作町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積3,978平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「小松菜、キャベツ」です。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第9項は、若葉区下泉町在住の農家の方が、稲毛区稲毛台町在住の方が所有する若葉区下泉町の田1筆、面積3,199平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は2年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第10項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区更科町在住の方が所有する同区大井戸町の田3筆、合計面積8,991平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>次に18ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、緑区平川町在住の農家の方が、同区誉田町1丁目在住の方が所有する同町2丁目の畑2筆、合計面積1,700平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ」です。なお賃料は、ハウス・設備分やそこで使用する</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>光熱水費も含む設定としたとのことです。</p> <p>第1項から第11項の合計面積は、39,221平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第11項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号については、原案どおり決定といたします。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請者に対する面接の取扱いの改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>——— 事務局説明 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>下限面積要件の改正の中で10aを超える中で、新規就農の方や市内で初めて農地を取得する方に対して面接を行います。仮に10～15aの農作業を行うのに年間の半分ちかい150日以上可能かどうか懸念しています。</p> <p>また、小規模で無農薬でやりたいという方もいます。前のように下限面積が40aのときは、無農薬でやるという方はあまりいらっしゃらなかったが、そういう方が増えると他の方との地域調和要件が合わなくなってくる可能性があります。</p> <p>事前調査のときにどんなことを聞くのか、今までとは聞き方が違うのではないかと思います。</p> <p>その他に投機的取引が増えることが懸念されます。</p>
<p>事務局</p>	<p>国の通知では常時従事要件における従事日数は150日と通知されていますが、小規模農地等の場合は150日以下でも可能としています。</p> <p>投機的取引が増えることについて現時点では判断が難しいと考えます。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>10a以下だと面接不要で、また増やした場合は面接対象になりますか。</p>

事務局	2回目の申請については、初めて農地を取得するのではないので、面接の対象から外れます。
清宮委員	面接の対象から除外するものとして、法人等農業参入支援会議において、協議を終了したものは免除されるということですが、どのような協議をするか、メンバーを教えてください。
事務局	法人等農業参入支援会議の対象者は面接の対象から、以前から外れています。メンバーは、農政センターの職員、千葉県農業事務所、JAの方等で面接しています。
清宮委員	10a以下の場合に道に面していない農地でも取得できますか。
事務局	農地の場合、道に面していなくても許可対象となります。
清宮委員	道から入って作業をするので、申請があった場合はトラブルを避けるためにも対応をうながした方がいいのではないかと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事務局の説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請者に対する面接の取扱いの改正について賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">——— 事務局説明 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第11回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時00分)</p>